

管理放置竹林の新たな管理手法について*1

森山恭供*2

キーワード：管理放置竹林，第三者利用，法正竹林，有益費，森林組合事業

I. はじめに

近年、竹林、特に、モウソウチクによる近隣土地への侵入被害が増加している。これは、筍の価格や伐竹材の需要の低迷、竹林所有者の高齢化等によって経営意欲が減退し、あるいは都市化によって所有構造が変化し、竹林の管理が行き届かないことに起因するものである。このまま管理放置竹林が増加すれば、タケの旺盛な生長力によって竹林の拡大が進み、侵入被害のみならず、自然生態系や林地保全など様々な影響が危惧されている。このため、宮崎県をはじめ、全国8府県研究機関においては、管理のネックとなっている伐竹作業の軽減や伐竹材の利用方法の開発、タケの侵入防止技術の開発や故殺法等の研究を進めているところである。

ところで、侵入したタケの地下茎は、侵入された土地所有者に剪除権があり（民法第233条第2項）、また、土地の天然果実であるという判断（最判昭35. 11. 29判時244号47頁）から、結局、侵入された土地所有者側で侵入防止策や枯殺等除去策を講じなければならないのが実情である。これらは、近隣地に放置竹林がある以上、恒常的に続くことになるので、その負担も大きい。このようなことから、タケの侵入拡大の元凶といえる放置竹林への働きかけ、すなわち、管理能力が低下した竹林所有者に代わって、第三者が利用意思の下に資金や労働力を投入（I）し、適正に管理していく新たなシステム作りも対策の一環として極めて重要になってくるものと考えられる。

そこで、今回、第三者の参入による管理放置竹林の新たな管理手法について仮想モデルを設定し、竹林所有者及び一般市民への意向調査を実施するとともに、これらが抱える課題を分析し、具体的な手法の開発について検討してみた。

II. 第三者による竹林管理の仮想モデル

第三者が参入する形態としては、観光タケノコ園のように、果実（タケノコ）のみを利用する間接的なものと、竹林の権利を購

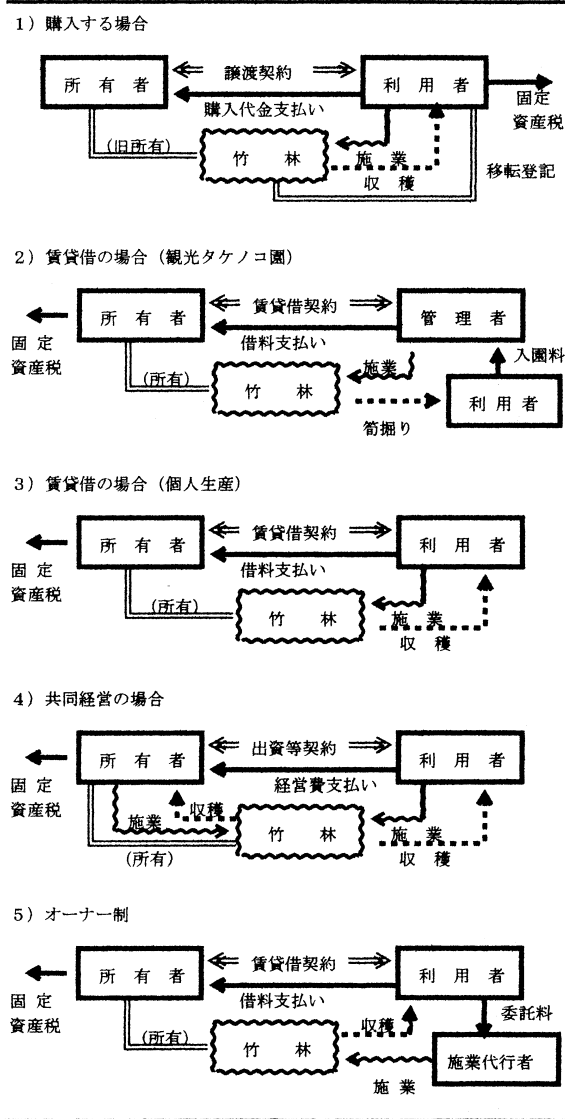


図-1. 第三者参入のための仮想モデル

*1 Moriyama, Y.: A Study on the new method of management for uncontrolled bamboo (*Phyllostachys pubessens*) forest

*2 宮崎県林業技術センター Miyazaki Pref. Forest Res. and Inst. Center, Saigo, Miyazaki 883-1101

入あるいは借地等によって直接・間接的に有し、投資を行うものが考えられるが、これらを図示すると図-1のようなモデルを想定することができる。これをもとに意向調査を実施するとともに運営に当たっての課題を検討してみることにした。

Ⅲ. 意向調査

意向調査は、平成14年8月から9月にかけて、竹林所有者と一般市民を対象に行った。実施方法及び質問等の要旨は、表1～3のとおりである。

1. 竹林所有者の意向

竹林所有者への調査結果をみると、回収された58件のうち、まず、竹林の第三者利用に係る意向は表-4のとおりで、約4割弱の者が譲渡・貸付・利用等を考えている一方、第三者利用を考えていない者もほぼ同様の比率であった。

表-1. 意向調査実施方法

竹林所有者
範囲：主要生産地……延岡地区（延岡市，北方町），国富町，えびの市
配布方法：タケノコ生産部会を通じて所有者へ配布
配布部数：120部
回収部数：58部
一般市民
範囲：県内最大消費地……宮崎市
配布方法：学校，飲食店等へ任意にお願い
配布部数：400部
回収部数：166部

表-2. 竹林所有者に対する設問要旨

1) 経営状況
① 竹林所有面積及び管理竹林面積
② 施業内容及び施業従事者年代
③ 竹林管理の満足度及び理由
④ 侵入被害指摘の有無
2) 管理不十分な竹林の今後の取り扱い
① 第三者への譲渡又は利用意向の有無
② 第三者へ利用させる場合のツテ及び利用の条件（借料，権利）
3) 伐竹材の処理及び軽減方策
① 伐竹材の処理方法
② 伐竹作業の軽減方策

表-3. 一般市民に対する設問要旨

<事前説明>
◎ 竹林の生態と管理に係る説明
◎ 一般市民（第三者）が竹林管理に参加できる方法の説明
<設問>
1) 回答者の職業，年代
2) 竹林経営参加への意向
① 参加への意向
② 参加の目的
③ 参加の形態
④ 竹林の斡旋方法
3) 利用の条件
① 竹林の現況及び所在（市内からの距離）
② 指導者の必要性の有無
③ 作業の方法（自力・委託）
④ 利用料金

この要因を代表者を通じて伺ったところ、第三者へ利用させた場合、権利・権原の回復が難しくなるといったことであった。すなわち、竹林を好きなきに処分できる状態に保持したいという意向があるものと考えられる。

次に、貸付及び利用させたい旨を回答した17件のうち、斡旋を誰に依頼するかという設問については、表-5のとおりで、行政や不動産業者等を介すると答えた者がほぼ同数であったのに対し、森林組合等（農協を含む）への依頼は皆無であった。

表-4. 第三者利用への対応

区分	件数		比率	
	件		%	
譲渡	4		6.9	
貸付	3		5.2	
市町村への貸付	9		15.5	
利用提供	5		8.6	
利用させない	23		39.7	
未回答	14		24.1	
計	58		100.0	

表-5. 斡旋依頼先

① 行政が施策で実施	6件
② 森林組合等に依頼	0件
③ 不動産業者等へ依頼	7件
④ 自分で探す	2件
⑤ 未回答	2件
計	17件

表-6. 貸付・利用料金

① 固定資産税評価額相当	1件
② 上記より高め	6件
③ いくらでもよい	7件
④ 未回答	3件
計	17件

また、第三者への貸付・利用に係る料金設定に関する設問については、表-6のとおりで、固定資産税評価額相当より高めを希望する者と、行政等が斡旋するならばいくらでもよいとする者に二分された。

なお、他の設問については、竹林所有者の高齢化の進行を示すような結果であり、さほど特質すべきものは見あたらなかった。

2. 一般市民の意向

一般市民への調査結果をみると、回収された166件のうち、まず、年齢別並びに職業別にみた回答者数及び竹林経営への参加希望者内訳は表-7、表-8のとおりで、仕組みが未浸透の中にあつては、参加への意向はまだまだと思われる。しかし、年齢別の50歳代、職業別の自営・飲食業者では、参加希望の割合が高くなっており、今後の対応時に期待できると考える。

次に、参加希望の意思を示した49件の内訳を見ると、参加形態別では、表-9のとおり、半数以上の者が直接的な参加を望んで

表-7. 年齢別回答者数と竹林経営への参加希望者数

区分	回答者		うち参加希望者	
	件数	比率	件数	割合
20代	15	9.1	3	20.0
30～40代	119	71.7	29	24.4
50代	21	12.7	14	66.7
60代以上	11	6.6	3	22.3
計	166	100.0	49	29.5

表-8. 職業別回答者数と竹林経営への参加希望者数

区分	回答者		うち参加希望者	
	件数	比率	件数	割合
	件	%	件	%
自営業	26	15.7	11	42.3
飲食業	11	6.7	5	45.5
一般給与所得者	40	24.1	10	25.0
公務員	23	13.9	9	39.1
専業主婦	52	31.3	8	15.4
その他	14	16.3	6	42.8
計	166	100.0	49	29.5

表-9. 参加の形態

区分	件数		比率	
	件	%	件	%
観光タケノコ園利用	23	47.0		
購入	2	4.1		
借地	2	4.1		
共同経営	13	26.5		
オーナー	9	18.3		
計	49	100.0		

おり、その中でも、共同経営、オーナー制の比率が高くなっている。

さらに、直接的な参加希望26件についてみると、竹林の斡旋方法に係る設問では、表-10のとおり、その大半が市町村等行政機関、森林組合・農協等の公共・公益機関を望んでおり、竹林所有者が森林組合等を当てにしていないのに対し、異なった結果となった。

表-10. 竹林斡旋の方法

区分	件数		比率	
	件	%	件	%
農協・森林組合	8	30.7		
市町村等行政機関	14	53.9		
自力	4	15.4		
不動産業者	0	0.0		
計	26	100.0		

また、同様に、施業に係る設問では、表-11のとおり、そのほとんどの者が最低でも伐竹施業を地元任せたい旨を回答している。

表-11. 施業の方法

区分	件数		比率	
	件	%	件	%
自力	1	3.8		
伐竹は依頼	12	46.2		
管理施業全てを依頼	6	23.1		
筍の掘り取りまでも依頼	4	15.4		
未回答	3	11.5		
計	26	100.0		

なお、利用に係る料金については、表-12のとおり、行政等の公的斡旋者が指定する料金であればいくらでもよいと回答した者

表-12. 利用に係る料金

区分	件数		比率	
	件	%	件	%
固定資産税評価額相当	4	15.4		
上記より高め	0	0.0		
上記より低め	6	23.1		
いくらでもよい	11	42.3		
未回答	5	19.2		
計	26	100.0		

が多い反面、竹林所有者の意向において半数を占めていた固定資産税評価額相当以上と回答した者は皆無であった。

IV. 竹林の特異性とモデル運用の課題

放置竹林を第三者に直接利用させる場合、竹林所有者と利用者間において双方の権利・権原を担保するための契約が必要となってくる。しかし、竹林は、分取造林のように土地と切り離された樹木を対象とするものではなく、日曜農園のように単年で結果が出てくるものではない。

法正林思想ではないが、裏・表年のある放置竹林から安定的な収入（筍の収穫）を確保するためには、竹齢毎の成立本数を同等にするため、毎年伐竹し調整していく必要があり、最低でも5年間の継続した整備が不可欠である。このような法正林的な竹林を仮に「管理竹林」とするならば、放置竹林から管理竹林へ移行する段階でそれなりの投資が必要となる訳であるが、これらは、樹木のように固定資産として計上されるものでもない。しかし、返還時には付加価値は確実に上昇しているため、固定資産評価に代わる評価を考えなければならないのである。一般にはこのような付加価値上昇分は「有益費」として取り上げられており、以上のことを図示すれば図-2のようになる。

以上、意向調査と竹林の特異性の検討結果をみてきたが、これらを放置竹林への第三者参入に係る観点から次のように整理してみた。

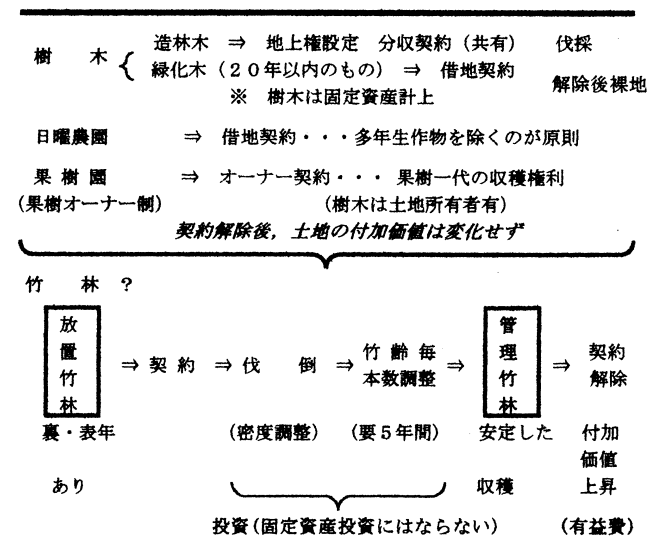


図-2. 竹林の特異性

- ① 一般市民の参加への意識は、まだ低いものの、興味を示す者は観光タケノコ園での参加だけでなく経営まで積極的に踏み込んで考えているので、誘導次第では、将来、一般市民の積極的な投資も可能
- ② 竹林所有者は、利用させたくない傾向にあるが、高齢化で今後の維持が危惧されるので、第三者利用への理解を得る指導が不可欠
- ③ 竹林所有者は、第三者への斡旋に対して森林組合を当てにしている。一方、一般市民は、森林組合等や行政を窓口として考えているので、行政によるサポートは必要
- ④ 一般市民は、伐竹等の作業を地域へ依頼したがっており、竹林所有者に代わる労働組織編成が不可欠
- ⑤ 放置竹林を整備・利用する中で、その付加価値は上昇し、返還の際、有益費の取り扱いが問題となるので、有益費を念頭に置いた枠組みが必要

V. 新たな竹林運営モデルの提案

新たなモデルを創造する場合、前段で整理された、行政サポート下での竹林所有者及び一般市民に対する啓発、労働力の確保、有益費の取り扱いをどのように組み込むかが重要な鍵になると考える。特に、有益費については、林業関係では前例がないので、他に活路を見つけざるを得ない。そこで注目したのが、アパート経営における「敷金」である。

アパート経営では、入居時点で敷金を供託し、その後は毎月の家賃を納入し、退去時に瑕疵がなければ戻ってくる。管理竹林であれば、このような考えは成り立つ。しかし、放置竹林であれば、整備に係る初期投資が必要で、しかも、竹林所有者側に負担能力がないので、当面、敷金を充当し、その後、毎年支払われる利用料から相殺し、内部留保しておくといったことになる。これを図示したものが図-3であり、不動産業者に当たるのが市町村等行政機関ということになる。

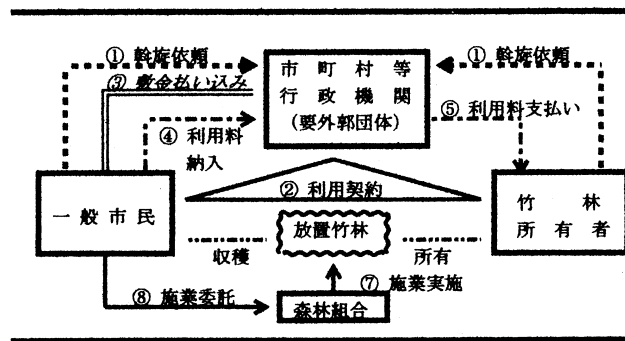


図-3. 一般市民による竹林経営参加（利用）モデル

しかし、行政機関が敷金相当のものを受理・保管することは、実際上困難であり、外部機関を利用しなくてはならないと考える。

そこで、次に注目したのが森林組合である。近年、事業量が減少する中で、組合員も高齢化しており、活動は停滞傾向にあるが、この竹林管理を基に、新たな組合員確保と事業の創出を兼ねて行うことにより、活性化が図られるものと考えられる。

前記のモデルを森林組合主体に置き換えたものが図-4の改良モデルである。竹林の利用契約に当たっては、信頼性の低さから市町村を調停に加え、また、一般市民の参加にあたっては、敷金相当分を準組合員加入という形で対応するものである。運営次第では、かなりの成果が得られるものと考えられる。

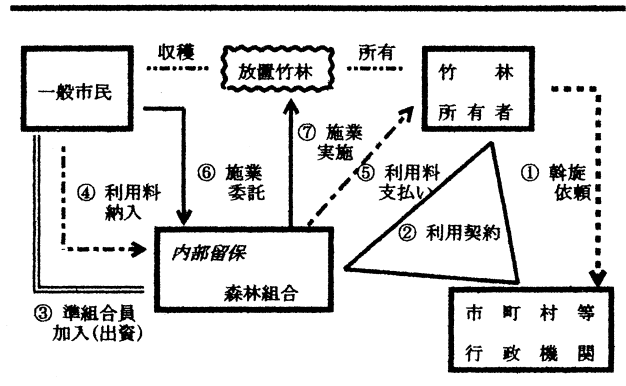


図-4. 一般市民による竹林経営参加（利用）モデル改良版

VI. おわりに

新たな竹林の管理運営モデルについては、検討の緒についたばかりで、検討課題も多い。具体的には、有益費の算定方法や契約内容をどのようにするのか、借地権との整合性をどのように詰めていくのか、管理のネックとなっている伐竹材の処理をどうするのか、また、有益費の債権化や竹林の信託といった新たな手法導入の検討も必要と考える。

そこで、このような課題に対し、さらなる検討を加えるとともに、近年、重要になってきたゴミ、環境問題において、竹林管理をどのように組み入れるか、例えば、生物系廃棄物の堆肥化で過剰が予測される堆肥の処分場としての活用、あるいは伐竹材の粗飼料化による畜産産業間との循環といったシステムを創造していきたいと考える。

引用文献

(1) 森山恭供 (2002) 九州森林研究 55: 121-122.

(2002年12月12日 受理)